各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法施行規則第 10 条の 15 の 3 第 3 号の規定に基づき 国土交通大臣が認める者について(技術的助言)

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の15の3第3号の規定に基づき、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者について、別添のとおり認定しましたので通知します。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定構造計算適合性判定機関 及び指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

認定書

建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 10 条の 15 の 3 第 3 号の規定に基づき、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成 27 年国土交通省令第 5 号)の施行前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号)第 31 条の 6 第 3 号の規定に基づき、同条第 1 号又は第 2 号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められていた者を、施行規則第 10 条の 15 の 3 第 1 号又は第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認める。

平成27年6月1日

国土交通大臣 太田 昭宏